

平成 26 年 11 月 13 日

消費者機構日本と株式会社ルネサンスの裁判外の和解について

消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 裁判外の和解の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者機構日本（以下「消費者機構日本」という。）が、スポーツクラブ事業等を行う株式会社ルネサンス（以下「ルネサンス」という。）に対し、消費者との間で契約の締結をする際に、以下の条項を含む消費者契約の申込み又は承諾の意思表示を行わないことを申し入れた事案である（括弧内の条文番号は根拠とする条文）。

- ・ ルネサンスが、会員規約、細則、利用規定その他スポーツクラブの運営、管理に関する事項を改定することができることとし、その効力は全ての会員に適用されると規定する条項（消費者契約法第 10 条）

また、消費者機構日本は、ルネサンスに対し、消費者契約法第 3 条第 1 項の趣旨に鑑み、会員が死亡した際の退会に関する規定、会費に関する規定、及び休業に関する規定について、これまでのルネサンスの運用と会員規約の内容が一致するよう要請した。

(2) 結果

消費者機構日本とルネサンスは、平成 26 年 10 月 15 日に別紙のとおり合意した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者機構日本  
理事長 芳賀 唯史

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社ルネサンス  
代表取締役 吉田 正昭

4. 当該判決又は裁判外の和解に関する改善措置情報<sup>( )</sup>の概要  
なし

( ) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則（平成 19 年内閣府令第 17 号）第 14 条、第 28 条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03 - 3507 - 9264

URL：http://www.caa.go.jp/planning/index.html

## 合意書

株式会社ルネサンス（以下、「甲」という。）と特定非営利活動法人 適格消費者団体 消費者機構日本（以下、「乙」という。）は、本日、甲が消費者との契約において使用する会員規約についての乙の「申入れ及び問い合わせ」及び同「申入れ及び問い合わせ」に対する甲の回答が、「別表」のとおりであることを踏まえ、下記事項につき合意した。

## 記

第1条 甲は、会員規約その他諸規定を変更する場合には、消費者に対し、改定事項の重要度に応じて、十分な周知期間を設けたり、事前に書面を交付したりするなどして、消費者が契約を継続するか否かを判断する機会を与えることとする等、消費者にとって不意打ちとならないような措置を講ずるものとし、それらを講ずることなく、「会社は、本規約、細則、利用規定、その他本クラブの運営・管理に関する事項を改定することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。」との意思表示を行わない。

第2条 甲は、甲の施設の全部又は一部を休業する場合には、その原因が甲の責に帰するものであると否とを問わず、その期間に応じて既払い会費を返還し、又は、会費を減免する等、消費者の利益に配慮した措置を講ずるものとする。

第3条 甲は、甲の会員が退会するに際し、会員の死亡、行方不明、転勤、転居、けが、病気、刑事施設への収容等、当該会員が甲の店舗（クラブ）へ赴くことが不可能又は困難な場合には、その事情に応じ、会員本人が甲の店舗（クラブ）のフロントにおいて手続きをする方法以外の方法による退会手続きに応ずるものとする。

第4条 甲は、甲の従業員等に対し、前三条の履行を確保するため、直ちに必要な措置を講ずるものとする。

第5条 甲が前四条に違背したことが判明した場合は、甲及び乙は、以下の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 甲は、消費者に対して、精算などの対応が必要な場合においては、速やかに対処する。
- (2) 再発防止のため、甲は、違背した内容及び同違背行為に対して講じた措置を従業員等に周知する。
- (3) 乙は、甲の違背行為について、乙のホームページに掲載して公表する。
- (4) 甲及び乙は、必要に応じ、再発防止に向けて協議を行い、甲及び乙合意の上、新たな合意書を作成する場合がある。

第6条 乙が、本合意の履行内容を確認するために甲に対してその確認のための協力を求めたときは、甲は、改定した会則の提供その他必要な協力を行うものとする。

第7条 甲及び乙は、本合意書に定める外、何らの事項についても合意していないことを双方確認する。

甲及び乙は、本合意書を二通作成し、各書面に記名・押印のうえ、各自がそれぞれ一通を保管する。

2014年/0月/15日

甲 東京都墨田区両国2-10-14  
両国シティコア3階  
株式会社ルネサンス  
代表取締役  
社長執行役員 吉田 正

乙 東京都千代田区六番町15プラザエフ6階  
適格消費者団体・特定非営利活動法人  
消費者機構日本  
理事長 芳賀 唯史

(別紙)

	乙の申入れ及び問い合わせ	甲の回答内容
申入れ内容	<p>画一的に変更すべき合理的な必要性、変更内容の合理性、変更の範囲・程度の相当性等の条件をつけることもなく、約款を変更して、それを既存の会員にも適用するものであり、事業者たる貴社にとって、有利になることはあれ、不利になることはないのに対し、会員たる消費者にとっては、契約締結時に予期しなかった不利益変更により不測の損害を被る可能性を常にはらむものであって、著しくバランスを失した条項で消費者契約法10条に抵触し無効であるため、本件規約第26条（以下、「本条項1」という。）を含む意思表示を行わず、また本件規約からこれを削除することを求めます。</p> <p>(通知方法)</p> <p>第25条 本規約および会社の諸規則に関する通知または予告は、重要事項を除いては、本クラブ所定の場所に掲示する方法により行い、これにより、すべての会員はその予告を受けたものとみなします。</p> <p>(本規約その他の諸規則の改定)</p> <p>第26条 会社は、本規約、細則、利用規定、その他本クラブの運営・管理に関する事項を改定することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。</p>	<p>(通知方法)</p> <p>第25条 本規約および会社の諸規則に関する通知または予告は、1ヶ月前までに本クラブ所定の場所に掲示またはホームページに掲載する方法により行い、これにより、すべての会員はその予告を受けたものとみなします。</p> <p>ただし、重要な事項に関する通知または予告は個別通知を行います。</p> <p>第26条については一般的な変更条項であるため無効とは考えておらず削除しませんが、会員に不測の損害を与えないよう適切な運用に努めるとともに、現在議論されている債権法改正の内容を踏まえ検討したい。</p>
問い合わせ内容①	<p>会員が死亡した場合でも、退会扱いとはならないと規定しています。他方、本件規約11条1項2号では、会員は死亡によりその資格を喪失すると規定し、また、同12条では、会員資格は、相続その他の包括的な承継をすることができないと規定しています。</p> <p>そこで、会員又は会員の親族は、会員の死亡後貴社に退会届が提出される前までの間に発生した会費について、会費納入義務があるのでしょうか。会費納入義務があるとすれば、その根拠はどのようなものなのでしょうか。</p>	<p>死亡の事実を覚知する術がなく会費の請求（引き落とし）を続けざるを得ないことから規定したのですが、従前より死亡の報告を受けた場合は、当該会員の死亡時以降の会費を返還しています。</p>

	<p>(退会)</p> <p>第8条</p> <p>1. (前段省略) なお、会員が死亡した場合でも親族またはこれに準じるものからの退会届がない限り、退会扱いとはなりません。</p>	<p>下記のとおり改めます。</p> <p>(退会)</p> <p>第8条</p> <p>1. 会員が自己都合により本クラブを退会する場合は、利用終了月の10日までに、会社所定の書面により本クラブのフロントにて手続きを完了しなければなりません。(電話では退会手続きは完了いたしません) なお、会員が死亡した場合でも親族またはこれに準ずる者からの退会届が必要です。ただし、会員は、転勤・転居・怪我・病気等の場合に限り、利用終了月の11日から末日までの期間であっても1,050円の手数料を支払うことで、退会手続きをすることができます。</p>
<p>問 い 合 わ せ 内 容 ②</p>	<p>年会費を含め、既納の会費は理由の如何を問わずこれを返還しないと規定しています。年会費の支払方法は、一括払い又は月払い等どのような形態でなされているのでしょうか。また、年会費を月払い以外の方法で支払い途中解約をした場合、既納の会費の精算はどのようにおこなわれているのでしょうか。</p> <p>(入会金、会員証発行等事務手数料、会費および利用料)</p> <p>第13条</p> <p>2 会員は、会社が別に定める金額の月会費、年会費等の会費を、会社所定の方法で支払うものとし、入会申込書に記載の利用開始日後、既納の会費は理由の如何を問わずこれを返還しません。</p>	<p>現在年会費はございません。</p> <p>下記のとおり改めます。</p> <p>第13条</p> <p>2 会員は、会社が別に定める金額の月会費を、会社所定の方法で支払うものとし、入会申込書に記載の利用開始日後、既納の会費は利用の有無を問わずこれを返還しません。</p>
<p>問 い 合 わ せ 内 容 ③</p>	<p>1. 第19条2項について</p> <p>同条項に基づく休業の場合については、会費は返還される扱いがなされるのでしょうか。</p> <p>2. 同3項について</p> <p>同条項に基づく場合については、休業期間の長短にかかわらず、会費を返還しないという扱いなのでしょうか。他の施設の利用など代替措置はとられるものなのでしょうか。</p> <p>(休業)</p> <p>第19条</p> <p>2 本条第1項第3号から第5号に定める事由による休業を行う場合、会社は1ヶ月前までに会員に告知するものとし、</p> <p>3 本条第1項第1号および第2号の事由による休業を行う場合、会社は会員に事前告知することを要せず、かつ原則として会員に対し会費の返還を行</p>	<p>年末年始の休業においては会費の返還は行っておりません。施設の点検、補修または改修においては、休業の期間等、状況に応じて会費を返還しております。</p> <p>下記のとおり改めます。</p> <p>(休業)</p> <p>第19条</p> <p>2 変更なし</p> <p>3 本条第1項第1号および第2号の事由による休業を行う場合、会社は会員に事前告知することを要しないものとし、</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">問い合わせ内容④</p>	<p>う必要がないものとしします。</p>	
	<p>本件規約17条および同23条後段は、どのような場面を想定した規定でしょうか。</p> <p>会員が同伴したビジターが貴社または第三者に損害を与えた場合に、会員は誰に対してどのような根拠で連帯して責任を負うのか、ビジターが貴社の正式な会員となった以後に発生した損害は含まない趣旨でよいのかも含め、具体的にご回答下さい。</p> <p>(ビジター)</p> <p>第17条</p> <p>4. 会員は同伴したビジターに関する一切の責任を負うものとしします。</p> <p>(会員の損害賠償責任)</p> <p>第23条後段</p> <p>会員が同伴したビジターについては、同伴した会員が当該ビジターと連帯して損害賠償の責に任ずるものとしします。</p>	<p>弊社スポーツクラブは会員制であることから、原則として会員以外のビジター利用は認めておりません。ただし、会員の紹介がある場合には、当該会員の信用のもと、例外的に利用を認めています。</p> <p>ビジターが弊社の正式な会員となった場合には、会員としての責任を負うので、会員となった以後の損害は含みません。</p> <p>ビジター利用は料金が高いこと、他の体験利用等の安価な利用方法があること等から実際にはビジター利用はほとんどなく、ビジターによる事故もございません。そのため、過去同伴の会員に損害賠償請求をしたこともございません。</p>